

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

I. 自動継続型

1.（自動継続）

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、通帳又は証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（預金の支払時期）

この預金は、継続停止の申出があった場合に満期日以後に支払います。

II. 単利型

1.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）及び通帳又は証書記載の利率（継続後の預金については第1章第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び通帳又は証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 中間払利息を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか又は満期日に元金に組み入れて継続します。
 - ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息及び満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取り扱います。
 - A 預金口座へ振り替える場合には、中間利払日及び満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は中間利払日における当金庫の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組み入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期日利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組み入れて継続します。

④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印してこの通帳又は証書とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数について、解約日又は書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を各種定期預金共通規定第5条（預金の解約・書替継続）第1項及び第2項により満期日前に解約する場合並びに同規定第5条第6項及び第7項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、解約日における普通預金の利率を下限として計算します。なお、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×30%
C 1年以上2年未満	約定利率×40%
D 2年以上3年未満	約定利率×60%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×10%
C 1年以上2年未満	約定利率×20%
D 2年以上3年未満	約定利率×40%
E 3年以上4年未満	約定利率×60%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×10%
C 1年以上2年未満	約定利率×20%
D 2年以上3年未満	約定利率×30%

E 3年以上4年未満 約定利率×40%

F 4年以上5年未満 約定利率×60%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満 約定利率×10%

C 2年以上3年未満 約定利率×20%

D 3年以上4年未満 約定利率×40%

E 4年以上5年未満 約定利率×50%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(注) 旧北海信用金庫又は旧小樽信用金庫で預入れした定期預金の期限前解約利息については、預入時の規定を適用します。

2. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第2章第1条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし、(証書の場合は、預金証書を発行しないこととし)次により取り扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約又は書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して通帳又は証書とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約又は書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印してこの通帳又は証書とともに提出してください。

Ⅲ. 複利型 (預入期間3年以上)

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数及び通帳又は証書記載の利率(継続後の預金については第1章第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して通帳又は証書とともに提出してください。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を各種定期預金共通規定第5条(預金の解約・書替継続)第1項及び第2項により満期日前に解約する場合並びに同規定第5条第6項及び第7項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、解約日における普通預金の利率を下限として計算します。

① 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D | 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |

② 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D | 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| E | 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| C | 2年以上3年未満 | 約定利率×20% |
| D | 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| E | 4年以上5年未満 | 約定利率×50% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(注) 旧北海信用金庫又は旧小樽信用金庫で預入れした定期預金の期限前解約利息については、預入時の規定を適用します。

IV. 規定の適用

1. (各種定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、各種定期預金共通規定を適用するものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)